

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」の一部を次のように改正する。

新	旧
<p style="text-align: right;">公示第 26 号</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について</p> <p>沖縄総合事務局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等、並びに貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託についての標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成10年12月21日付け公示第87号）は平成15年3月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: right;">平成15年3月27日 一部改正（平成25年10月15日付け公示第51号） 一部改正（令和元年9月10日付け公示第40号） <u>一部改正（令和7年8月15日付け公示第55号）</u></p> <p style="text-align: center;">内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 一般貨物自動車運送事業の許可 <span style="float: right;">3～5ヶ月</span></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: right;">公示第 26 号</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について</p> <p>沖縄総合事務局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長権限に係る一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等、並びに貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託についての標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可等に係る標準処理期間について」（平成10年12月21日付け公示第87号）は平成15年3月31日をもって廃止する。</p> <p style="text-align: right;">平成15年3月27日 一部改正（平成25年10月15日付け公示第51号） 一部改正（令和元年9月10日付け公示第40号）</p> <p style="text-align: center;">内閣府沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 一般貨物自動車運送事業の許可 <span style="float: right;">3～5ヶ月</span></p> <p>2. <u>特別積合せ貨物運送を行う一般貨物自動車運送事業の許可</u> <span style="float: right;">4～6ヶ月</span></p>

2. 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 (陸運事務所長権限に係るもの) 1～3ヶ月 (その他のもの) 1～4ヶ月	3. 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 (陸運事務所長権限に係るもの) 1～3ヶ月 (その他のもの) 1～4ヶ月
<u>(削除)</u>	4. 特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 1～4ヶ月
3. 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 1～4ヶ月	5. 貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可 1～4ヶ月
4. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 1～3ヶ月	6. 一般貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 1～3ヶ月
5. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 1～3ヶ月	7. 一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 1～3ヶ月
6. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 1～3ヶ月	8. 一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 1～3ヶ月
7. 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 2ヶ月	9. 一般貨物自動車運送事業の運送約款の認可 2ヶ月
8. 特定貨物自動車運送事業の許可 2～4ヶ月	10. 特定貨物自動車運送事業の許可 2～4ヶ月
9. 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 1～3ヶ月	11. 特定貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 1～3ヶ月
10. 特定貨物自動車運送事業の譲渡し及び譲受けの認可 1～3ヶ月	(新設)
11. 特定貨物自動車運送事業者たる法人の合併又は分割の認可 1～3ヶ月	(新設)
12. 特定貨物自動車運送事業者が死亡した場合の相続の認可 1～3ヶ月	(新設)
13. 陸運事務所から沖縄総合事務局長への進達 5日～10日	12. 陸運事務所から沖縄総合事務局長への進達 5日～10日
14. 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 2ヶ月	13. 輸送の安全に関する業務の管理の受委託の許可 2ヶ月
15. その他 標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。	14. その他 標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれないので留意されたい。

<p>① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間 ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間等</p> <p>附則（平成25年10月15日一部改正） この公示は、平成25年10月15日から適用する。</p> <p>附則（令和元年9月10日一部改正） この公示は、令和元年11月1日から適用する。</p> <p><u>附則（令和7年8月15日一部改正）</u> <u>この公示は、令和7年8月15日から適用する。</u></p>	<p>① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間 ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間等</p> <p>附則（平成25年10月15日一部改正） この公示は、平成25年10月15日から適用する。</p> <p>附則（令和元年9月10日一部改正） この公示は、令和元年11月1日から適用する。</p> <p>(新設)</p>
--	--